

# 日本アイバンク運動推進協議会 定款

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人日本アイバンク運動推進協議会という。

### 第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を岡山県総社市中央6丁目9番108号総社商工会館内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条(目的)

この法人は、日本の地域住民の人道主義に基づき、アイバンク運動の全国的世界的な促進を図る事業を行い、その相互の連係を円滑に行うことに寄与することを目的とする。

### 第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1)特定非営利活動に係る事業

- ・アイバンク登録者の拡大を図る事業
- ・アイバンク運動推進の情報交換、研究、研修事業
- ・日本アイバンク運動推進ニュース発行事業
- ・各地域の運動推進に協力する事業
- ・その他第3条の目的を達成するため必要な事業

### 第3章 会員

#### 第6条(種別)

この法人の会員は、次の12種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

#### 第7条(入会)

会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 各地域において、アイバンク運動の推進を意図するライオンズクラブ及び役員会が入会を認めた団体及び個人でなければならない。
- (2) 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- (4) 賛助会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

#### 第8条(年会費)

会員は、総会において別に定める年会費用を納入しなければならない。

#### 第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する資格を喪失する。に至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### 第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等の違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

### 第12条(種別及び定款)

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 24 人以内

(2) 監事 2 人

2 項

理事のうち、一人を理事長、5 人以内を副理事長とする。

### 第13条(選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2 項

理事のうち、一人を理事長、5 人以内を副理事長とする。

3 項

役員のうちには、それぞれの役割について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 項

監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第14条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 項

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(副理事長が複数の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって」を挿入)、その職務を代行する。

3 項

理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 項

監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が有ることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の実務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは

理事会の招集を請求すること。

#### 第 15 条(任期等)

役員任期は 2 年とする。ただし、再任を防げない。

##### 2 項

補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残在期間とする。

##### 3 項

役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 16 条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第 17 条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第 18 条(報酬等)

役員は、その総務の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

##### 2 項

役員には、その職務を執行するために要した時間費用を弁償することができる。

##### 3 項

前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第 19 条(職員)

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

##### 2 項

職員は、理事長を任免する。

## 第5章 総会

### 第 20 条(種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

### 第 21 条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

### 第 22 条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5)事業報告及び収支決算
- (6)役員を選任又は解散、職務及び報酬
- (7)会費の額
- (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他運営に関する重要事項

### 第 23 条(開催)

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

#### 2 項

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

### 第 24 条(招集)

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

#### 2 項

理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

#### 3 項

総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと

も 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 25 条(議長)

総会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第 26 条(定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 27 条(議決)

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

#### 第 28 条(表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

##### 2 項

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

##### 3 項

前項の規定により表決した正会員は、第 27 項、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

##### 4 項

総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 29 条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

##### (1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

##### (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事署名人の選任に関する事項

##### 2 項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第 30 条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

### 第 31 条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 32 条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 第 33 条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

#### 2 項

理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

### 第 34 条 (議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第 35 条 (議決)

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

#### 第 2 項

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 36 条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

#### 2 項

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面をもって表決することができる。

### 3 項

前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

### 4 項

理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## 第37条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

### 2 項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押収しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### 第38条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第39条(資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### 第40条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。



#### 第 41 条(会計の原則)

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第 42 条(会計の区分)

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### 第 43 条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第 44 条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

##### 2 項

前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 45 条(予備費の設定及び使用)

予算超過は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

##### 2 項

予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 46 項(予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 47 条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告、収支決算書、貸貸対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

##### 2 項

決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 48 条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

#### 第 49 条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 50 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### 第 51 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破綻
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

#### 2 項

前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

#### 3 項

第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の設定を得なければならない。

#### 第 52 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、他の特定非営利活動法人又は財団法人で当法人と目的を同じくするものに譲渡するものとする。

#### 第 53 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### 第54条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### 第55条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 本渡 劼

副理事長 中山正昭

理事 勸山 弘

理事 高山 五郎

理事 大平 一巳

理事 藤原 聖

理事 猪原 恒男

理事 丸田 廣

理事 土屋 誠司

理事 多田 幹美

理事 月居 吉彦

理事 岡 信夫

理事 松本 茂樹

理事 福島 登

監事 中山 照豊

監事 前田 泰治

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の既定に関わらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員	団体会員	年会費	金 12,000 円
	個人会員	年会費	金 6,000 円
	個人特別会員	年会費	金 24,000 円
(2)賛助会員		年会費	金 3,000 円